

# 令和7年第19回教育委員会議事録

令和7年12月16日（火）

杉並区教育委員会

## 教育委員会議事録

日 時 令和7年12月16日(火) 午後2時00分～午後2時25分

場 所 教育委員会室

出席委員 教育長 渋谷 正宏 委員 對馬 初音

委員 伊井 希志子 委員 前田 小百合

委員 大川 康德

出席説明員 事務局次長 井上 純良 学校整備・支援担当部長 高山 靖

庶務課長 近藤 高成 学校ICT担当課長 松下 征弘

教育人事・指導課長 松尾 了 教育人事・指導課  
統括指導主事 柿添 剛広

特別支援教育課長  
就学前教育  
支援センター所長 有坂 直子 学校整備課長 安川 卓弘

学校整備担当課長 花岡 純子 学校支援課長 中曾根 聡

生涯学習推進課長 牛山 進一郎 済美教育センター所長 古林 香苗

済美教育センター  
統括指導主事 清水 里恵 済美教育センター  
教育相談担当課長 岡部 洋右

中央図書館長 出保 裕次

事務局職員 庶務係長 倉岡 直哉 法規担当係長 荒川 正良

担当書記 松尾 菜美子

傍聴者 1名

## 会議に付した事件

### 議案

- 議案第96号 杉並区教育ビジョン2022推進計画の修正に関する基本方針について
- 議案第97号 杉並区幼稚園教育職員の義務教育等教員特別手当に関する規則の一部を改正する規則
- 議案第98号 杉並区学校教育職員の義務教育等教員特別手当に関する規則の一部を改正する規則
- 議案第99号 杉並区学校教育職員の給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則
- 議案第100号 杉並区幼稚園教育職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則
- 議案第101号 杉並区学校教育職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則
- 議案第102号 杉並区幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則
- 議案第103号 杉並区学校教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則
- 議案第104号 杉並区幼稚園教育職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則
- 議案第105号 杉並区学校教育職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則
- 議案第106号 杉並区立杉並第十小学校温水プールの管理運営に関する規則の一部を改正する規則

### 報告事項

- (1) 教育委員会の権限に属する事務における教育長の臨時代理の報告について
- (2) 学校運営協議会委員の任命について
- (3) 杉並区教育委員会共催・後援名義使用承認について

## 目次

### 議案

議案第96号	杉並区教育ビジョン2022推進計画の修正に関する基本方針について・・・・・・・・・・	4
議案第97号	杉並区幼稚園教育職員の義務教育等教員特別手当に関する規則の一部を改正する規則・・・・・・・・	5
議案第98号	杉並区学校教育職員の義務教育等教員特別手当に関する規則の一部を改正する規則・・・・・・・・	5
議案第99号	杉並区学校教育職員の給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則・・・・・・・・	5
議案第100号	杉並区幼稚園教育職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則・・・・・・・・	7
議案第101号	杉並区学校教育職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則・・・・・・・・	7
議案第102号	杉並区幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則・・・・・・・・	7
議案第103号	杉並区学校教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則・・・・・・・・	7
議案第104号	杉並区幼稚園教育職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則・・・・・・・・	7
議案第105号	杉並区学校教育職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則・・・・・・・・	7
議案第106号	杉並区立杉並第十小学校温水プールの管理運営に関する規則の一部を改正する規則・・・・・・・・	9

### 報告事項

- (1) 教育委員会の権限に属する事務における教育長の臨時代理の報告について・・・・・・・・・・ 11
- (2) 学校運営協議会委員の任命について・・・・・・・・ 12
- (3) 杉並区教育委員会共催・後援名義使用承認について・・・・ 12

**教育長** 定刻になりましたので、ただいまから令和7年第19回杉並区教育委員会定例会を開催いたします。

それでは、本日の会議について事務局より説明をお願いいたします。

**庶務課長** 本日の議事録署名委員につきましては、教育長より事前に前田委員とのご指名がございましたので、よろしくをお願いいたします。

本日の議事日程についてでございますが、議案11件、報告事項3件を予定しております。以上でございます。

**教育長** それでは、本日の議事に入ります。事務局より説明をお願いいたします。

**庶務課長** それでは、日程第1、議案第96号「杉並区教育ビジョン2022推進計画の修正に関する基本方針について」を上程いたします。

私からご説明申し上げます。資料1番「趣旨」をご覧くださいただければと思います。令和6年度を始期として改定した推進計画は、3年ごとの改定に加え、必要に応じて単年度修正を行うこととしてございます。令和7年度は、杉並区総合計画、実行計画等の修正が行われることから、内容の整合を図るとともに、推進計画改定時や昨年度の単年度修正時には想定し得なかった状況等に対応するため、単年度修正を実施することといたします。

2番「令和7年度修正の基本的な考え方」、(1)「基本方針について」をご覧くださいただければと思います。4つの基本方針及び計画の指標につきましては、令和8年度は計画年度の最終年度でございまして、原則として修正を行いません。ただし、資料にありますとおり、例年同様総合計画、実行計画との整合性を図る場合や、計画改定時には想定し得なかった状況等に対応する場合には、必要に応じて修正や追加を行ってまいります。

(2) 計画事業についても、修正や廃止は原則行いません。ただし、基本方針同様、資料に記載の場合においては、例外的に修正対応を行ってまいります。

3番「区民意見等の聴取について」、いわゆるパブコメでございませけれども、原則として行わないことといたします。区長部局においては、民間施設を活用した学童クラブの設置という新たな手法、それから本格実施となる部活動の地域移行を含むため、例外的に単年度修正を行うパブコメを実施するところでございますが、教育委員会では原則に基づき

実施をしないという形で進めてまいります。

最後に4番「今後の主なスケジュール」でございますが、教育委員会決定後、教育委員会事務局内での調査を行い、修正案を作成いたします。修正のイメージにつきましては、前年度の推進計画の単年度修正と同様、修正する内容だけを取りまとめる形での修正案としたいと考えてございます。推進計画案については、来年の3月予算成立後に教育委員会に付議、決定を頂いた後、区議会に報告、公表してまいりたいと考えてございます。

説明につきましては以上でございます。議案の朗読は省略させていただきます。

ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問等ございましたらお願いいたします。

よろしいでしょうか。それでは、教育長、議案の採決をお願いいたします。

**教育長** 採決を行います。議案第96号につきましては、原案のとおり可決して異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

**教育長** 異議がございませんので、議案第96号につきましては、原案のとおり可決といたします。

**庶務課長** それでは、先般の給与条例の改正に関することとして関連がございますので、次に申し上げます3議案を一括して上程させていただきます。日程第2、議案第97号「杉並区幼稚園教育職員の義務教育等教員特別手当に関する規則の一部を改正する規則」、日程第3、議案第98号「杉並区学校教育職員の義務教育等教員特別手当に関する規則の一部を改正する規則」、日程第4、議案第99号「杉並区学校教育職員の給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則」、以上3議案につきまして、私の方からご説明申し上げます。

今般、区議会に提出いたしました給与条例の議案につきまして、義務教育等教員特別手当の月額については、校務類型に係る業務の困難性、その他の事情を考慮して教育委員会規則で定めることとされるとともに、区費負担の教育職員の給料月額については引き上げることとし、令和8年1月1日から施行することとしたところでございます。このことに伴いまして、関係する規則を改正するものでございます。

それでは、議案の内容についてご説明申し上げます。はじめに、議案第 97 号「杉並区幼稚園教育職員の義務教育等教員特別手当に関する規則の一部を改正する規則」についてですが、議案の最後に添付してございます新旧対照表をご覧くださいと思います。

第 2 条におきまして、支給要件を校務の分掌に応じたものとするものでございます。その校務については、新設の第 2 条の 2 におきまして、幼稚園教育職員の分掌する園務の全てとするものでございまして、これは子供園に勤務する幼稚園教育職員が分掌する校務類型には担任業務、これがないためでございます。

次に、議案第 98 号「杉並区学校教育職員の義務教育等教員特別手当に関する規則の一部を改正する規則」についてご説明申し上げます。議案の最後に添付してございます新旧対照表をご覧くださいと思います。

新設する第 2 条第 3 項におきまして、新設する第 2 条の 2 の校務分掌に応じて、別表第 1 に掲げる手当の月額を別表第 2 に規定する校務に応じた額を加えた額とするものでございます。その第 2 条の 2 では、校務は学級担任とし、第 1 号は単独での担任で月額 3,000 円、第 2 号は副担任で月額 1,000 円、第 3 号はグループ制による担任で 2,000 円としてございます。

新設する第 2 条の 3 におきましては、校長は学級担任の分掌状況を教育委員会に届け出ることとしてございます。そのほか所定の規定の整備を行うものでございます。

次に、議案第 99 号「杉並区学校教育職員の給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則」についてご説明申し上げます。教育職員の管理職につきましては、教職調整額が支給されないところ、給与条例の改正により、令和 8 年 1 月からは教職調整額相当の加算がされることとなったところでございます。このことに伴い、管理職の給料の調整額を改めるものでございます。

議案の最後に添付してございます新旧対照表をご覧ください。別表第 1 については、特別支援学校に勤務する職員の給料の調整額。別表第 2 については、特別支援学級の授業を担当する職員の給料の調整額でございまして、それぞれ記載のとおり改めるものでございます。

最後に、いずれの議案につきましても、施行期日を令和 8 年 1 月 1 日

とし、条例の規定による特別区人事委員会の承認を得てございます。

以上で説明を終わります。議案の朗読は省略させていただきます。

ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問等ございましたらお願いいたします。

こちらもよろしいでしょうか。それでは、教育長、議案の採決をお願いいたします。

**教育長** 議案の採決に当たり、ただいま一括上程した議案に対し、一括して採決を行うことについて、異議はございませんか。

(「異議なし」の声)

**教育長** 異議がございませんので、一括して議案の採決を行います。議案第 97 号から第 99 号までにつきましては、原案のとおり可決して異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

**教育長** 異議がございませんので、議案第 97 号から第 99 号までにつきまして、原案のとおり可決いたします。

**庶務課長** 続きまして、期末手当及び教員特殊業務手当に関することとして関連がございますので、次に申し上げます 6 議案を一括して上程いたします。日程第 5、議案第 100 号「杉並区幼稚園教育職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則」、日程第 6、議案第 101 号「杉並区学校教育職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則」、日程第 7、議案第 102 号「杉並区幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則」、日程第 8、議案第 103 号「杉並区学校教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則」、日程第 9、議案第 104 号「杉並区幼稚園教育職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則」、日程第 10、議案第 105 号「杉並区学校教育職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則」、以上 6 議案について、私の方からご説明申し上げます。

前回、定例会で申し上げましたとおり、特別区人事委員会における職員の給与等に関する報告及び勧告を受けまして、職務・職責をより重視したメリ張りのある給与制度を実現するため、欠勤等に係る取扱いを見直すこととしたところでございまして、さきの 11 月 28 日の教育委員会で規則の改正を行ったところでございます。

また、東京都では特殊勤務手当の見直しが行われ、非常災害時の緊急

業務に係る教員特殊業務手当の額が引き上げられたところでございます。特別区におきましても、都との均衡を図るため、教員特殊業務手当について同様に見直しを行うこととしたところでございます。これらのことに伴いまして関連する規則を改正するものでございます。

はじめに、議案第 100 号「杉並区幼稚園教育職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則」についてご説明申し上げます。改正内容でございますが、議案の最後に添付してございます新旧対照表をご覧ください。期末手当の算出基礎となる期間のうち、欠勤等の日数、これについては除算の対象となりますが、この欠勤等日数の算定に当たりまして、高齢者部分休業及び育児部分休業が承認されている期間を、欠勤等の期間から除くこととしたことに伴いまして、第 5 条におきまして、第 1 項の欠勤等日数となる期間から、高齢者部分休業及び育児部分休業を削るもののほか、所要の規定の整備を行うものでございます。

また、議案第 101 号の区費負担の教育職員の規則改正につきましても、幼稚園教育職員と同様に改正を行うものでございます。

次に、議案第 102 号「杉並区幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則」についてご説明申し上げます。改正内容でございますが、議案の最後に添付してございます新旧対照表をご覧ください。欠勤等の日数の算定に当たり、高齢者部分休業及び病気休暇が承認されている期間が 1 か月以下である場合には、当該期間を欠勤等の期間から除くこととしたことに伴い、当該算出の方法を規定する第 5 条第 6 項におきまして、高齢者部分休業及び病気休暇を加えるもののほか、所要の規定の整備を行うものでございます。

議案第 103 号の区費負担の教育職員の規則改正につきましても、幼稚園教育職員と同様に改正を行うものでございます。

また、施行期日でございますが、いずれも令和 8 年 4 月 1 日としてございます。

次に、議案第 104 号「杉並区幼稚園教育職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則」についてご説明申し上げます。改正内容でございますが、議案の最後に添付してございます新旧対照表をご覧ください。別表第 1 におきまして、特殊勤務に従事する時間である業務の程度につきまして、終日に及ぶ程度を半日程度に改めるものでございます。ま

た、別表第2におきまして、非常災害時の緊急業務の2業務に係る支給額を7,500円から8,000円に改めるものでございます。

次に、施行期日等でございます。1ページお戻りいただき、附則をご覧いただければと思います。施行期日に関しましては令和8年1月1日とするほか、同日前に業務に従事し、同日以後に支給する場合については、なお従前の例によることとしてございます。

また、議案105号の区費負担の教育職員の規則改正につきましても、幼稚園教育職員と同様の改正を行うものでございます。

最後に、いずれの議案につきましても、条例の規定による特別区人事委員会の承認を得ているほか、議案第102号から105号までにつきましても、地方自治法の規定による杉並区長の同意を得てございます。

以上で説明を終わります。議案の朗読は省略させていただきます。

ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問等ございましたらお願いいたします。

よろしいでしょうか。それでは、教育長、議案の採決をお願いいたします。

**教育長** 議案の採決に当たり、ただいま一括上程した議案に対し、一括して採決を行うことに異議はございませんか。

(「異議なし」の声)

**教育長** 異議がございませんので、一括して議案の採決を行います。議案第100号から第105号までにつきましても、原案のとおり可決して異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

**教育長** 異議がございませんので、議案第100号から105号までにつきましても、原案のとおり可決といたします。

**庶務課長** 続きまして日程第11、議案第106号「杉並区立杉並第十小学校温水プールの管理運営に関する規則の一部を改正する規則」を上程いたします。

引き続き私の方からご説明申し上げます。区では、杉並区子どもの居場所づくり基本方針により、家庭や学校以外の居場所づくりを進め、体育施設を活用して居場所の充実を図るとともに、低下傾向にあると言われていた子どもの体力向上を図るため、令和8年度から子どもについて、体育施設の一般使用の使用料等を無料とすることとし、その対象範囲を

高校生相当年齢まで拡大することとしたところでございます。

このため、体育施設の温水プールである杉並第十小学校の温水プールにつきましても、夏の期間を除き無料化することといたしました。このことに伴いまして、関係する規則を改正するものでございます。

それでは、議案の内容についてご説明申し上げます。議案の最後に添付してございます新旧対照表をご覧くださいいただければと思います。

使用料の減免を定める第 11 条第 1 項におきまして、新たに第 9 号を設け、児童、満 18 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある者で、区内に住所を有する者、区内に勤務する者、または区内に通学している者については、夏季期間を除いて免除する規定を追加してございます。そのほか所要の規定の整備をしてございます。

最後に附則でございます。議案を 1 ページお戻りいただければと思います。施行期日と準備行為を規定してございまして、施行期日は令和 8 年 4 月 1 日とし、所要の規定の整備と附則第 2 項の免除の準備行為につきましては、公布の日からとしてございます。

以上で説明を終わります。議案の朗読は省略させていただきます。

ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問等ございましたら、お願いいたします。

**伊井委員** ありがとうございます。無料という形でご配慮いただいております。ありがとうございます。

ちょっと漠然とした質問で恐縮ですが、やはり利用の範囲は高校生までであるという前提でこのような措置になっているのでしょうか。

**学校支援課長** 今回の見直しというのは、子どもの居場所づくり基本方針によって行うものなのですが、この 18 歳未満の子どもたちの多様な居場所を区内に確保しようという考え方からですので、実情というよりは、むしろ 18 歳未満の子どもたちが選べる選択肢を増やそうと、そういうところからの改正でございます。

**伊井委員** 分かりました。ありがとうございます。このことによって利用者が少しでも増えて、子どもたちの体力向上に役立てていただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

**庶務課長** ほかはいかがでしょうか。

よろしいですか。それでは、教育長、議案の採決をお願いいたします。

**教育長** では採決を行います。議案第 106 号につきましては、原案のと

おり可決して異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

**教育長** 異議がございませんので、議案第 106 号につきましては、原案のとおり可決といたします。

続きまして、報告事項の聴取を行います。事務局より説明をお願いいたします。

**庶務課長** それでは、報告事項 1 番「教育委員会の権限に属する事務における教育長の臨時代理の報告について」、引き続き私の方からご説明を申し上げます。

杉並区教育委員会の権限に属する事務の委任及び補助執行に関する規則第 2 条の 2 第 1 項の規定に基づき、令和 7 年 12 月 9 日、教育長の臨時代理により規則改正の処理を行いましたので、同条第 2 項の規定に基づき、次のとおり報告をいたします。

まず、臨時代理により処理した理由でございますが、今般、杉並区幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例、杉並区学校教育職員の給与に関する条例及び杉並区学校教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部を改正する条例、以下これら条例を「改正給与条例」と称しますが、12 月 5 日に可決され、同日に公布されたところでございます。

改正給与条例は、その施行期日が同月 11 日であり、その内容を実施するためには、同日までに次の四つの規則改正を行う必要が生じましたが、教育委員会を招集するいとまがないため、教育長の臨時代理により規則改正を行ったものでございます。

まず一つ目が、杉並区幼稚園教育職員の初任給、昇格及び昇給等に関する規則の一部を改正する規則、こちらは給料表の改定に対応するための別表第 3、昇格時対応号級表の改正を行うものでございます。それから、二つ目と四つ目でございますが、杉並区幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則、杉並区学校教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則。双方とも勤勉手当につきまして、年間の支給月数の 0.025 月引き上げを行うための改正を行うものでございます。三つ目が、杉並区学校教育職員の給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則でございます。こちらは給料表の改定に連動いたしまして、給料の調整額の改定を行うものでございます。

以上で説明を終わります。ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問等ございましたらお願いいたします。

こちらもよろしいでしょうか。それでは、ないようですので、報告事項 1 番についての質疑を終わります。

それでは、教育長、報告事項 1 番につきまして、教育委員会の承認が必要な案件でございますので、採決をお願いいたします。

**教育長** それでは、報告承認の採決を行います。報告事項 1 番について、承認することに異議はございませんか。

(「異議なし」の声)

**教育長** それでは、異議はございませんので、報告事項 1 番を承認いたします。

**庶務課長** 続きまして、報告事項 2 番「学校運営協議会委員の任命について」、学校支援課長からご説明申し上げます。

**学校支援課長** 私からは、杉並区学校運営協議会規則の規定に基づく「学校運営協議会委員の任命について」ご報告いたします。今回任命されるのは、小中学校計 5 校 15 名となっています。うち新任が 4 名、再任が 11 名となっています。任期は令和 8 年 1 月 1 日から令和 9 年 12 月 31 日までの 2 年間となります。

私からの報告は以上です。

**庶務課長** それでは、ただいまの説明につきましてご意見、ご質問等ございましたらお願いいたします。

よろしいですか。それでは、以上で報告事項 2 番についての質疑を終わります。

続きまして、報告事項 3 番「杉並区教育委員会共催・後援名義使用承認について」、生涯学習推進課長からご説明申し上げます。

**生涯学習推進課長** 私からは、令和 7 年 11 月分の杉並区教育委員会共催・後援名義使用承認につきまして、ご報告申し上げます。11 月分の合計は 16 件で、内訳といたしまして、定例新規の別でございますが、定例 16 件、新規 0 件となっております。共催後援の別ですが、共催 3 件、後援 13 件となっております。

当月は新規実績が 0 件でございますので、概要の説明は割愛させていただきます。

私からの報告は以上です。

**庶務課長** ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問等ございましたらお願いいたします。特によろしいでしょうか。

それでは、以上で報告事項3番についての質疑を終わらせていただきます。

報告事項は以上でございます。

**教育長** それでは、以上で本日予定しておりました日程は全て終了いたしました。

庶務課長、連絡事項がございましたら、どうぞ。

**庶務課長** 今後の教育委員会定例会でございますけれども、12月の後半につきましては休会とさせていただき、次回は年明けの1月14日水曜日、午後2時からを予定してございます。どうぞよろしく申し上げます。

以上でございます。

**教育長** それでは、本日の教育委員会を閉会いたします。